

令和3年7月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和3年7月21日（水曜日）午前9時58分～午前10時24分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

- (1) 指定管理者の募集について
- (2) 専決処分の報告について
- (3) 専決処分の報告について
- (4) 専決処分の報告について
- (5) 専決処分の報告について
- (6) 専決処分の報告について
- (7) 専決処分の報告について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 専決処分の報告について
- (11) 専決処分の報告について
- (12) 事故の報告について
- (13) 事故の報告について
- (14) お盆の市営バス運行について
- (15) 令和2年度における市営バスの交通事故発生状況について

○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	藤原浩平
委員	中田靖人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	里村誠悦

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	都市整備部次長	佐々木浩文
都市整備部長	平岡弘志	交通部次長	今国弘
水道部長	横内修	交通部管理課長	堀川慎一
交通部長	赤坂寛	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 岩 間 憲 仁

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、私から申し上げます。

公営企業管理者が、7月1日付で任命されておりますので自己紹介をお願いいたします。

○**鈴木裕司公営企業管理者** おはようございます（「おはようございます」と呼ぶ者あり）。7月1日付で水道事業、自動車運送事業を所管いたします、公営企業管理者企業局長に就任いたしました鈴木でございます。

水道事業、自動車運送事業、いずれの事業も、市民の暮らしと産業活動にとりまして、欠くことのできない重要な施設であります。平常時はもとより、災害時におきましても、ライフラインとしての機能を果たせるよう、しっかり万全を期すとともに、中長期的な視点を持ちまして、組織水準の維持向上と、経営基盤の強化にも取り組んでまいり所存であります。

これまで同様、両事業に対しまして、委員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**神山昌則委員長** 以上で紹介を終わります。

それでは、本日の案件に入ります。

最初に、「指定管理者の募集について」報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは、青森地区における青森市都市公園の指定管理者の募集につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

現在、青森地区におきましては、比較的面積の大きい近隣公園以上の都市公園であります合浦公園ほか14施設について、指定管理者制度を導入し、管理業務を行っております。

現在の指定期間は、平成29年度から令和3年度までの5か年となっており、令和4年度から同施設の管理業務を行う指定管理者を募集いたします。募集内容は、指定期間は令和4年4月1日からの5年間、募集形態は公募としております。

今後のスケジュールであります。募集要項の配布から青森市指定管理者選定評価委員会による指定管理者候補者選定に係る審査、指定議案の提案など、一連のスケジュールにつきましては、資料に記載のとおりであります。

報告は以上でございます。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分報告について」は、関連する10件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは続きまして、事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分10件につきまして、お手元に配付しております資料に基づき、ま

とめて御説明申し上げます。

お手元の資料①を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月1日、午後9時頃、沖館一丁目の市道沖館28号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として8759円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料②を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月23日、午後9時30分頃、筒井字八ッ橋の市道筒井八ッ橋1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側後輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として3575円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料③を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月25日、午後6時頃、松森三丁目の市道桜川九丁目1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として7326円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料④を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月25日、午後7時20頃、里見一丁目の市道三内里見15号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として1万450円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑤を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月26日、午後8時頃、第二問屋町一丁目の市道八ッ役35号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5764円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑥を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月26日、午後7時頃、里見二丁目の市道三内久須志線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として6099円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑦を御覧ください。事故の発生は、里見二丁目の市道三内久須志線において、①令和3年3月29日、午後6時頃、それから②同日午後7時頃、

それから③令和3年3月30日、午後7時頃、走行中の車両が道路の穴に落ち、①の事故では左側後輪タイヤを、②の事故では左側前後輪タイヤを、③の事故では左側後輪タイヤ及びホイールをそれぞれ損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として①の事故では7612円を、②の事故では1万8480円を、③の事故では1万7906円をそれぞれ負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑧を御覧ください。事故の発生は、令和3年3月30日、午後1時20分頃、戸山字赤坂の市道造道戸山線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として2640円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑨を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月6日、午後7時20分頃、新城字平岡の市道新城中学校通り線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪タイヤ及びホイール、フロントバンパーを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として4万8376円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、お手元の資料⑩を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月13日、午後6時頃、港町二丁目の市道港町二丁目1号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前後輪ホイールを損傷したものであります。賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費として5万9400円を負担することで合意し、合意内容について、令和3年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入している、道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は、関連する2件について一括で報告を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 続きまして、市道の破損等に起因して発生しました事故2件について、お手元に配付しております資料に基づき、まとめて御報告申し上げます。

お手元の資料①を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月10日土曜日、午後4時45分頃、駒込字桐ノ沢の市道駒込1号線において、走行中の車両が道路の穴に

落ち、左側後輪のアーム部分を損傷したものであります。

次に、お手元の資料②を御覧ください。事故の発生は、令和3年4月21日水曜日、午後8時頃、富田三丁目の市道相野線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

いずれの事故現場につきましても、事故の通報を受け、道路維持課職員が穴埋めの応急補修をしたところであります。

なお、今回の事故につきましても、幸い、ケガ人はなく、市が加入している道路賠償責任保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中であります。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましても、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しているほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところでありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

報告は以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「お盆の市営バス運行について」報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、お盆期間の市営バスの運行につきまして御報告を申し上げます。

資料、「お盆臨時バス運行のご案内」を御覧いただきたいと思っております。市営バスでは、墓参り客の需要に合わせて、三内、八甲田、月見野の各霊園行きのバスについて、昨年と同様に8月12日、13日、16日、20日の4日間、それぞれ臨時便を運行いたします。昨年におきましては、バス車内でのコロナウイルス感染症の感染防止を図るため、混雑が想定される便につきまして、臨時便の増便を行う等の対策等を講じて運行したところでありました。その結果、1便当たりの輸送人員が減少し、利用者の分散が図られましたことから、今年も昨年同様、臨時便を増便するなど、バス車内での感染予防対策を適切に実施して運行してまいります。

それでは、資料の三内霊園行きバスの欄を御覧ください。最も多くの墓参り客が利用される8月13日につきましては、昨年、三内霊園と青森駅方面を結ぶ19便を増便して71便を運行したことにより、利用者の分散が図られましたことから、今年につきましても、三内霊園行きは、午前がおおむね20分、午後がおおむね30分間隔、三内霊園発は、おおむね10分から15分間隔で、昨年より1便増となる往復72便を運行いたします。また、16日及び20日につきましては、昨年同様、それぞれ往復8便の臨時便を運行いたします。裏側のほうを御覧いただきたいと思っております。八甲田霊園につきましては、昨年同様12日は4往復、13日は往復12便、16日及び20日は、それぞれ往復8便の臨時便を運行いたします。月見野霊園行き明の星通り

経路につきましても、昨年同様 12 日は往復 4 便、13 日は 11 便、16 日及び 20 日は、それぞれ 8 便の臨時便を運行することとし、幸畑市民館前経路につきましても、13 日に 2 便の臨時便を運行いたします。

なお、各霊園からの臨時便の発車時刻につきましても、利用者が各霊園におおむね 1 時間滞在できるように設定しているところであります。

最後に、お盆での運行に関する周知につきましても、お墓の所有者の方に霊園管理料納付書送付時に、臨時便時刻表を同封してお知らせしているほか、広報あおもりやホームページ、ツイッター、案内チラシを東西各営業所、青森駅前発売所、NTT 青森支店前発売所、市役所本庁舎、駅前庁舎、各市民センターなどへ設置するとともに、臨時便等が利用いただける主要バス停留所へ掲示するなど、広くお知らせをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和 2 年度における市営バスの交通事故発生状況について」報告を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 それでは、令和 2 年度における市営バスの交通事故発生状況につきまして御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 交通事故の種類別件数」につきましては、人身事故が 6 件、物損事故が 46 件、人身・物損の両方の事故として処理されたものが 1 件の合計 53 件で、前年度より 20 件増加した結果となりました。このうち、人身事故は、発車時や停車時にお客様の転倒などによる車内事故が多くを占めております。

次に、「2 交通事故の過失別件数」につきましては、当方に過失があるものが 27 件、双方に過失割合があるものが 7 件、また、相手側に過失があるものが 15 件、跳ね石などの責任の所在が特定できない不可効力によるものが 4 件となっております。

当方に責任があった事故件数につきましては、双方に過失割合があるものを含めて 34 件であり、前年度より 17 件増加しております。

「3 交通事故の月別件数」では、令和 2 年度は、11 月まで前年度並みで推移しておりましたが、例年冬になりますと、事故件数が多くなる傾向にありました。特に、昨年度の 1 月は、短期間で大雪が降り続いたこともありまして、1 か月間で前年比 15 件の増となっております。

このため、冬期間における事故発生箇所や危険箇所等について、乗務員が認識しやすいよう、各営業所内に事故箇所やヒヤリハット箇所の地図を貼り出すなど、乗務員への注意喚起を行いながら対策を講じたところであります。

今後、交通事故の防止に向けて、日々の乗務前の点呼において、乗客の乗降時の安全確認の徹底や急な加速・減速を避け、ゆとりをもって運転することを出発前

に呼称させるなど、乗務員に安全確保について、再認識させることを更に徹底するとともに、ドライブレコーダーを活用した運転研修などの充実に努めまして、安全運転の徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○神山昌則委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村委員。

○里村誠悦委員 事故が12月、1月、2月が多いんですけども、これはスリップによる事故なのか——原因というのは、どれが多いですか。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 令和2年度の12月と1月で、今、ありますように、27件の事故がありましたけども、全て物損事故になっております。昨年ときは先ほども申しましたように、積雪が非常に多くて道路状況が悪化しておりますし、そのほか、すれ違い時の接触事故という内容になっております。

以上でございます。

○神山昌則委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 すれ違いが多い。

○神山昌則委員長 交通部長。

○赤坂寛交通部長 すれ違い時の接触事故ですね。

○神山昌則委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 その対策として、毎々我々が言っているように、道路の除排雪をちゃんとやってもらわないと。これはこういうふうにして増えているのであれば、我々言っていることは、何もそっちに伝わっていないということで。前にも話したように、そういう事故の起こりやすい、接触の起こりやすい場所というのはわかっているわけでしょう。

やっぱり、都市整備部と一緒に話しながら、そういうとこをちゃんとやるように要望します。

○神山昌則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神山昌則委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

○神山昌則委員長 このほか、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。藤原委員。

○藤原浩平委員 熱海で土石流の災害が起きました。それで、その原因として、盛り土の存在が大変大きく取り上げられて、国としても、全国的にこの調査をするというふうにされて、県で、例えば、青森県内の各市町村にそれぞれの実態について報告を求めていたようですが、青森市の盛り土の実態というのはどういう状況であったのかお知らせいただきたいと思えます。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 今、藤原委員から御質疑のありました、危険な盛り土の状況であります。委員御指摘のとおり、県から、国に先立ち、調査依頼が来ております。現在、市で調査中でありまして、具体的な内容につきましては、今、手元に資料がありませんので、次回御報告したいと思います。

○**神山昌則委員長** 藤原委員。

○**藤原浩平委員** 私の耳の入り方で言えば、16日まで県に報告があつてるように聞いてもおりましたので、今、手元になれば、ということで終わっておきますけれども、資料を後で渡していただきたいと思います。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** それでは後ほど資料を各委員の皆様へ配付するとともに内容については御説明させていただきます。

○**神山昌則委員長** よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** ほかに委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)